

## コミュニティFM不在地域の臨時災害放送局の開設事例に関する ヒアリングの実施

臨時災害放送局については、大規模災害時に多くの需要が見込まれるものの、関東地域のFM放送用周波数は他地域と比べて特にひっ迫している状況にあります。そのため、総務省は、放送大学のFM放送跡地（77.1MHz及び78.8MHz）を関東地域における臨時災害放送局の専用周波数として利用できるよう、令和4年6月に制度改正<sup>※1</sup>を行っております。

関東地域において大規模災害が発生した際、複数自治体が同時に当該同一周波数を用いて臨時災害放送局を開設・運用する可能性が十分考えられることから、当局では、その手法等の検討を目的として、令和4年7月から産学官関係者の参加を得た調査検討会<sup>※2</sup>を開催しています。

当該検討会において、自治体による臨時災害放送局の開設時期や住民周知やその内容等について議論されているところ、本議論の参考とすべく、過去の災害時において、コミュニティFM不在地域において臨時災害放送局の開設事例の当時の状況を把握することを目的として、下記のとおりヒアリングを実施いたします。

※1電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部改正

※2放送大学FM跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会

### 記

#### 1 ヒアリング実施者・対象

(1) 実施者

- ・北郷 裕美 大正大学 社会共生学部 教授
- ・調査検討会事務局（関東総合通信局 放送部放送課、NHKテクノロジーズ）

(2) 対象

- ・コミュニティFM不在地域にて臨時災害放送局の開局経験があり当時をよく知る関係者5者程度（北郷教授ほか学識経験者からの紹介を得て、協力の得られる個人及び団体を想定）

#### 2 ヒアリング手法

- ・ヒアリング協力を得られる対象に対し、以下4の項目を事前に伝達した上でヒアリングを実施
- ・ヒアリング時期は、令和4年12月～令和5年1月のどこかで1.0時間-1.5時間程度/1団体
- ・実地かオンラインかについては、ヒアリング対象と相談の上で決定

#### 3 主なヒアリング項目

- (1) 臨時災害放送局立ち上げに至った当時の経緯や状況
- (2) 臨時災害放送局開局時の取組
  - ・ 放送内容
  - ・ 情報周知先、周知方法
  - ・ 1日あたりの放送時間（リピートの場合、1情報あたりの尺）
- (3) 時系列（開局期、リカバリー期、リハビリ期）の対応変化
- (4) その他ご意見

#### 4 ヒアリング結果の取扱い等

- ・ヒアリング結果は、概要としてまとめて「放送大学 FM 跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会」へ報告する可能性があります。その場合、ヒアリング対象者からご同意いただける範囲内で、局名他お伺いした情報を公開する予定です。
- ・情報取り扱いに留意すべき点については厳守いたします。

以 上

#### 【連絡先】

総務省関東総合通信局

放送部 放送課 坂本、奥野、石井

(電話) 03-6238-1705

(メール) kanto-radio@soumu.go.jp